

玄海町告示第 1 2 9 号

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定により漂流物の引き渡しがありましたので、同法第 25 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は、令和 9 年 2 月 3 日までに玄海町生活環境課に申出してください。

なお、上記期日までに申出がない場合は、所有者のないものと認め処分します。

令和 8 年 8 月 3 日

玄海町長 脇 山 伸 太 郎

1. 拾得物件及び形状寸法

取得物件	計上寸法
FRP 製小型船	〈全長〉 約 3. 0 m
	〈全幅〉 約 1. 0 ～ 1. 5 m
	〈深さ〉 約 0. 5 m

2. 拾得年月日

令和 8 年 7 月 12 日

3. 拾得場所

佐賀県東松浦郡玄海町今村浅湖 4112-1

九州電力株式会社玄海原子力発電所内

（北緯 33-30-52. 80 東経 129-49-54. 60 の海上）